



## ハチの巣の駆除について



夏から秋にかけてはハチの活動が活発化する季節です！



## ハチについて

ハチは、春頃から女王バチが単独で巣を作りはじめます。夏から秋にかけて巣が大きくなりハチの数も増えます。ハチは毒を持っている虫ですが、花粉を媒介する、他の虫を捕食するなど自然界のなかで重要な役割を持っています。また、ミツバチ以外のハチの巣は、冬になると皆死んでしまいカラになります。その巣を来年使うことはありません。人の出入りが少なく、駆除をする必要の無い場所のハチは、そっと見守ってあげましょう。



## ハチの巣を発見したら



「近づかない・危害を加えない・振動させない」ことに注意して、巣を刺激しないようにしてください。ハチが人を刺すのは、巣が危険にさらされたときハチが判断したときだけです。（巣から離れて飛んでいるハチは、普通人を刺しません）ハチが近寄ってきた時、慌てて手で払ったり、駆け出すと、かえってハチを刺激して刺される原因になります。ハチがいなくなるのを待つか、静かに遠ざかりましょう。



## ハチの巣を駆除してもらいたい

役場では、防護服の貸し出しのみを行っています。ハチの巣の駆除は、原則として巣ができた場所の所有者や管理者に行っていただく必要がありますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。



手に負えない場合は  
駆除専門業者に依頼を行ってください。

【お問い合わせ先】 環境水道課 ☎ 22-3119 大正 町民生活課 ☎ 27-0112 十和 町民生活課 ☎ 28-5112



## 預けて安心！自筆証書遺言書保管制度



法務局では、「自筆証書遺言書保管制度」に関する事務を取り扱っています。自筆証書遺言書を作成した本人が、法務局に遺言書の保管を申請できる制度です。本制度を利用すると、遺言書の紛失、改ざん等を防止できるほか、家庭裁判所の検認手続も不要となります。

## ⚠ 自筆の遺言書に関してはこんな問題点が...

- ・相続人に発見されないことがある
- ・改ざんされるおそれがある

↓  
そこで始まったのが

## 自筆証書遺言書保管制度

## 👍 自筆証書遺言書保管制度のメリット

- ・遺言書を法務局（遺言書保管所）で適正に管理
- ・遺言書の内容を相続人に確実に伝えられる
- ・相続をめぐる紛争の防止に役立つ

ご自身の財産を大切な人へ確実に託す方法の一つとして、自筆証書遺言書を検討される際には、ぜひ本制度をご活用ください。詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。か、お近くの法務局へお問い合わせください。

また、企業、各種団体、グループを対象として本制度に関する出張説明会も実施していますので、ぜひお問い合わせください。

【法務局】  
高知地方法務局供託課 ☎ 088-822-3331（出張説明会問い合わせ先）  
高知地方法務局香美支局 ☎ 0887-52-3049  
高知地方法務局須崎支局 ☎ 0889-42-0374  
高知地方法務局安芸支局 ☎ 0887-35-2272  
高知地方法務局四万十支局 ☎ 0880-34-1600

【法務省ホームページ】  
[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03\\_00051.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)



## その飼い方、あなたの知らないうちに、誰かが迷惑しているかもしれません。

犬や猫の鳴き声やフン尿などをめぐるトラブルが多発しています。

## “ 犬の飼い方 ”

- 犬は必ず登録をし、毎年1回狂犬病予防注射を受けなければなりません。また、登録時にお渡しする鑑札や予防注射済票は首輪などにつけることで、迷子になったときの名札代わりになります。
- 散歩のときには引き綱を必ず使いましょう。また、排尿させる場所にも気を配り、家や飲食店の前など失礼になる行為は慎み、フン尿の後始末は飼い主が責任をもってしましょう。
- 犬のむだ吠えも毎日となると近隣トラブルの原因になります。鳴き声については、適切なしつけや世話をすれば改善が期待できますので、飼い主は他人に迷惑をかけないように心がけてください。
- 飼い犬が迷子になったときは、警察署が役場、須崎福祉保健所にすぐに連絡をしてください。保護している場合もありますし、似た犬を保護した場合には連絡をいたします。迷子犬にならないように、日ごろから綱や首輪、囲いなどに不備がないか注意しましょう。
- 飼い主が変わったり、犬が町外から転入や死亡した場合には、役場に届け出をお願いします。

## “ 猫の飼い方 ”

- 猫はエサが充分に得られれば、特に広い生活空間は必要としませんので、環境を整えれば室内だけで心身ともに健康に過ごすことができます。交通事故にあう、伝染病やノミ・ダニをもらう、予期せぬ妊娠をすることのない室内飼育に努めましょう。
- 飼い猫が迷子になった時に、野良猫との区別がつくように、迷子札や首輪などに連絡先などをつけましょう。

お問い合わせ先

>>>

環境水道課 ☎ 22-3119  
大正 町民生活課 ☎ 27-0112  
十和 町民生活課 ☎ 28-5112



犬・猫などを遺棄・虐待することは「動物の愛護及び管理に関する法律」に違反し、罰金が科せられます。



産まれてくる犬・猫を育てられる見込みがない場合は、不妊・去勢手術をしましょう。



また、飼い主になることができないのであれば、野犬や野良猫にむやみにエサを与えないでください。